

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)」  
第 15 条第 3 項の規定に基づき、鳥取県立美術館整備運営事業に係る事業契約の内容を公表する。

令和 2 年 4 月 8 日

鳥取県知事 平井 伸治

## 1. 公共施設等の名称及び立地

鳥取県立美術館  
鳥取県倉吉市駄経寺町 2 - 3 - 12 外

## 2. 選定事業者の商号又は名称

鳥取県鳥取市立川町二丁目 3 2 5 番地  
鳥取県立美術館パートナーズ株式会社

## 3. 公共施設等の整備等の内容

本事業は、特定事業として、選定事業者が鳥取県立美術館の設計及び建設を行い、県に施設の所有権を移転した後、維持管理及び運営業務を行う B T O 方式とする。

## 4. 契約期間

令和 2 年 3 月 24 日（鳥取県議会において本契約締結に係る議案及び事業者を本施設の指定管理者に指定する議案について承認がなされた日）から令和 22 年 3 月 31 日まで

## 5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する主な事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

### 第 6 章 維持管理・運営

(指定管理者の指定の取消し等)

第 66 条 事業者を本施設の指定管理者とする指定が地方自治法第 244 条の 2 第 11 項により取り消されたときは、本契約が解除されたものとみなし、その取消しの原因に応じ、第 9 章以下の規定を適用する。

2 県は、次の事由が生じたときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、第 48 条に定める指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて維持管理及び運営業務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第 80 条第 1 項各号に定める事由のうちいずれかに該当するとき。
- (2) 鳥取県警察本部から事業者が第 80 条第 2 項各号に定める事由のうちいずれかに該当する旨の通報があるとき。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、第 81 条第 1 項各号のうちいずれかに該当するとき。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、第 82 条第 1 項各号のうちいずれかに該当するとき。
- (5) 県が第 83 条第 1 項に該当するとき。
- (6) 第 84 条第 1 項に該当するとき。
- (7) 第 85 条第 1 項に定める場合のいずれかに該当するとき。

- (8) 県が本事業を継続する必要がなくなった場合又は県が必要と認める場合で、取消しの日から6ヶ月以上前に事業者へ通知したとき。
- (9) 設置条例等の規定に違反したとき。
- (10) 設置条例等の規定による報告の求めに応じないとき。
- (11) 設置条例等の規定による報告の求めに対し、虚偽の報告をしたとき。
- (12) 設置条例等の規定による調査に応じないとき。
- (13) 設置条例等による指示に従わないとき。
- (14) 事業者の財務状況が著しく悪化し、本施設の適正な施設管理の継続が困難なとき。
- (15) 事業者から、指定取消しの申入れがあったとき。
- (16) 事業者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 鳥取県外に事業者の本店を移したとき。
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われたとき又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われたとき。
  - ウ 事業者の役員が、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者に該当したとき。
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団若しくはその構成員(以下「暴力団員」という。)の利益になる活動を行う法人となったとき。
  - オ 鳥取県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に滞納が生じたとき。
  - カ 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与した県の職員、地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が、事業者の社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等になったとき。
  - キ 次に掲げる法人等の代表者が役員等になったとき。
    - (ア) 指定取消法人等(手続条例第4条第2項に規定する指定取消法人等をいう。(イ)において同じ。)であって、当該取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していない法人等
    - (イ) 指定取消法人等であって、当該取消しをされ、又は辞退をした公の施設の当該指定期間の満了後2回の指定期間を経過していない法人等
  - ク その他事業者へ維持管理及び運営業務等を継続させることが適当でないとき。
- 3 事業者が、前項に従い、維持管理及び運営業務等の全部又は一部の停止を命じられたときは、停止を命じられた業務に対応する範囲で、本契約の履行を行ってはならない。事業者は、業務を停止するにあたり、業務の引継ぎ等について県の指示に従うものとする。
- 4 前項により事業者が履行できない本契約上の事業者の業務については、停止を命じられている期間中、県が自ら又は第三者に委託して行うことができる。
- 5 事業者は、維持管理及び運営業務等の全部又は一部の停止が事業者の責めに帰すべき事由による場合で、前項に従い県が本契約上の事業者の業務を実施した場合、県が当該業務の実施に要した費用と事業者への当該業務の委託を続けた場合の県の支払額との差額を損害金として県に支払わなければならない。
- 6 事業者が、第3項により維持管理業務又は運営業務の全部又は一部を実施しない場合、県は、サービス対価のうち、実施されない部分に相当する金額を減額して支払うものとする。
- 7 第2項から第5項までの規定は、県が別紙4の業績監視によりサービス対価を減額し、又は県に第5項の損害金に相当する金額以上の損害が生じたときにこれを事業者へ請求することを妨げるものではない。

## 第8章 契約期間及び契約の終了

(事業者の債務不履行による契約解除)

第80条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対する通知により本契約を解除することができる。

- (1) 事業者の取締役会において、事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の法令に基づく倒産法制上の手続の申立てが決議されたとき又は他の第三者(事業者の取締役を含む。)によりこれらの申立てがなされたとき。
- (2) 事業者又は構成員若しくは協力企業が本事業又は本事業に係る入札手続に関して、重大な法令の違反(基本協定第10条第6項に規定するものを含む。)をしたとき。
- (3) 事業者が本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令の違反をしたとき。
- (4) 構成員又は協力企業が基本協定の規定に反したとき。
- (5) 事業者が、業務報告書に重大な虚偽の記載を行ったとき。
- (6) 事業者が負うべき第104条の秘密保持義務又は第105条の個人情報保護義務に重大な違反があったとき。
- (7) 別紙4の業績監視要領で定める場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本契約に違反し、本契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 県は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対する通知により本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
  - ア 暴力団員を役員等(役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
  - イ 暴力団員を雇用すること。
  - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
  - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
  - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
  - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (3) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、暴力団若しくは暴力団員であること又は前号のアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (4) 構成員又は協力企業が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。)に、県が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

(本施設の引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除)

第81条 本施設の引渡し前に、事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号の事実が発生した場合、県は事業者に対する通知により本契約を解除することができる。

- (1) 事業者が、施工計画書が規定する着工予定日を過ぎても本件工事を開始せず、県が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、事業者から合理的説明がなされないとき。
- (2) 事業者が開館準備業務を実施しないとき。

2 本施設の引渡し前に前条又は前項の規定により本契約が解除された場合の本施設又はその出来形部分の帰属及び解除に伴う県からの支払等については、第89条の規定に従う。

(本施設の引渡し後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除)

第 82 条 本施設の引渡し後、事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号に掲げる事実が発生した場合には、県は、事業者に対し、相当の期間を定めてこれを改善すべき旨を通知する。この場合において、相当の期間内に改善がなされないときは、県は事業者に通知し、本契約の全部を解除することができる。

(1) 事業者が、連続して 30 日以上又は 1 年間に 60 日以上にわたり、本契約等の内容に従った維持管理業務又は運営業務を行わないとき。

(2) 本契約の履行が困難となったとき。

2 本施設の引渡し後、第 80 条又は前項の規定により本契約が解除された場合の解除に伴う県からの支払等については、第 90 条の規定に従う。

(県の債務不履行による契約解除)

第 83 条 県が、本契約に従って支払うべきサービス対価の支払を遅延し、事業者から催告を受けてから 60 日を経過しても当該支払義務を履行しない場合又は県の重要な義務違反により本事業の実施が困難となり、事業者が催告しても 60 日以内に是正しない場合には、事業者は県に対する通知により本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約が解除された場合の本施設又はその出来形部分の帰属及び解除に伴う県からの支払等については、第 89 条又は第 90 条の規定に従う。

(法令の変更による契約解除)

第 84 条 第 92 条の協議を行ったにもかかわらず、法令の変更により、県による本事業の継続が困難となった場合、又は本契約の履行のために多大な費用を要する場合には、県は、事業者に対する通知により本契約を解除することができる。

2 前項の場合の本施設又はその出来形部分の帰属及び解除に伴う県からの支払等については、第 89 条又は第 90 条の規定に従う。

(不可抗力による契約解除)

第 85 条 第 94 条の協議を行ったにもかかわらず、不可抗力による事由が発生した日から 90 日以内に本契約の変更について合意が得られない場合でかつ次の各号のいずれかに該当する事態に陥った場合には、県は、同条にかかわらず、事業者に対する通知により本契約を解除することができる。

(1) 事業者による本事業の継続が不能又は著しく困難なとき。

(2) 事業者が本事業を継続するために、県が過分の費用を負担するとき。

2 前項の場合の本施設又はその出来形部分の帰属及び解除に伴う県からの支払等については、第 89 条又は第 90 条の規定に従う。

(県の任意による契約解除)

第 86 条 県は、本事業を継続する必要がなくなった場合又は県が必要と認める場合には、6 ヶ月以上前に事業者にその理由を書面にて通知することにより、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約が解除された場合の本施設又はその出来形部分の帰属及び解除に伴う県からの支払等については、第 89 条又は第 90 条の規定に従う。

(契約解除の効力発生)

第 87 条 第 80 条から前条までの規定により本契約が解除された場合において第 48 条に定める指定管理者の指定が取り消されていないときは、第 48 条に定める指定管理者の指定が取り消された時に解除の効力が生じるものとする。

## 第9章 契約解除の場合における取扱い

### (本施設の引渡し前の解除)

第89条 県は、本施設の出来形部分が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来高に相当する金額の買受代金を支払い、その所有権を取得する。

- 2 県は、前項の買受代金を、別紙3の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより支払うことができる。
- 3 県は、第1項の買受代金を一括払いにより支払う場合には、県が検査の結果を事業者に通知した後、事業者の請求により、速やかに支払うものとし、解除の日から支払日までの期間の金利は付さない。
- 4 第1項の買受代金を別紙3の支払方法と同様の方法による分割払いで支払う場合、県は、事業者と協議のうえ、次の各号に掲げる利率を超えない金利を付すものとする。
  - (1) 本契約が第80条又は第81条により解除されたときは、事業者の設計・建設業務に係る当初借入として県が認めるもの(構成員による劣後融資を除く。)に付された金利(当該当初借入の金利が借入当初の条件に従って見直されたときは見直し後の金利)と同等の利率
  - (2) 本契約が第83条、第84条、第85条又は第86条により解除されたときは、別紙3のサービス対価の計算に用いるのと同等の利率

### (本施設の引渡し後の解除)

第90条 県は、本施設の引渡し後に本契約が解除されたときは、本施設の所有権を引き続き保有するとともに、事業者に対し、未払のサービス対価を、別紙3の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより支払うものとする。

- 2 県は、前項の未払のサービス対価を一括で支払う場合、事業者の請求により、速やかに支払うものとし、解除の日から支払日までの期間の金利は付さない。
- 3 本施設の買受代金を別紙3の支払方法と同様の方法による分割払いで支払う場合、県は、事業者と協議のうえ、次の各号に掲げる利率を超えない金利を付すものとする。
  - (1) 本契約が第80条又は第82条により解除されたときは、事業者の設計・建設業務に係る当初借入として県が認めるもの(構成員による劣後融資を除く。)に付された金利(当該当初借入の金利が借入当初の条件に従って見直されたときは見直し後の金利)と同等の利率
  - (2) 本契約が第83条、第84条、第85条又は第86条により解除されたときは、別紙3のサービス対価の計算に用いるのと同等の利率
- 4 前項に加え、県は、当該解除時点までに履行された維持管理及び運營業務等(任意事業を除く。)のうち、対応するサービス対価が支払われていない期間のサービス対価を事業者に対して支払う。
- 5 県は、第1項に規定される解除の場合において、終了前検査を行う。県は、当該終了検査の結果、本施設の修繕又は更新が本契約等の内容を満たしていない場合には、事業者に対し、本施設の修繕又は更新を求めることができ、事業者は速やかに修繕又は更新に係る業務を実施しなければならない。当該修繕又は更新に係る費用は、事業者が負担する。ただし、法令の変更に起因して必要となる修繕又は更新に係る費用については第93条に従い、不可抗力に起因して必要となる修繕又は更新に係る費用は第95条に従い、それぞれ事業者及び県が負担する。
- 6 事業者は、県又は県の指定する第三者に対する維持管理業務及び運營業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、事業者が負担する。

### (損害賠償、違約金等)

第91条 本契約が第80条、第81条又は第82条により解除されたときは(ただし、事業者が第80条第2項各号のいずれかに該当したときは、県が本契約を解除するか否か、又は第48条に

定める指定管理者の指定を取り消すか否かを問わない。) 県は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める金額の違約金を県が指定する期間内に支払うことを事業者に請求できるものとし、事業者は、県の請求に従い、当該金額を支払わなければならない。なお、事業者が第 80 条第 2 項各号のいずれかに該当したことによって県に発生した損害額が、本項に定める違約金の額を上回る場合、事業者は、その超過額を県の請求するところによって支払うものとする。

(1) 本契約が第 41 条第 2 項に基づく本施設の引渡しの前に解除されたときは、本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の 100 分の 10 に相当する金額

(2) 本契約が第 41 条第 2 項に基づく本施設の引渡し後に解除されたときは、当該解除が生じた事業年度のサービス対価のうち維持管理業務及び運営業務に係る金額の 100 分の 10 に相当する額

2 前項に定める本契約の解除(ただし、事業者が第 80 条第 2 項各号のいずれかに該当した場合については、本契約が解除されない場合及び第 48 条に定める指定管理者の指定が取り消されない場合を含む。この項において同じ。)の場合、事業者は、解除により県に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、事業者が前項の違約金を県に支払ったときは、解除により県に生じた損害のうち支払済みの違約金の全額を超える部分を支払えば足りるものとする。

3 県は、第 11 条に定める契約保証金の支払は第 1 項の違約金に充当する。

4 県は、第 1 項の違約金又は第 2 項の損害賠償が支払われないときは、前 2 条により県が事業者を支払うべき金額に係る債権と当該違約金又は損害賠償に係る債権とを対等額で相殺できるものとする。

5 第 83 条又は第 86 条により本契約が解除されたとき、県は、解除により事業者が生じた損害を賠償しなければならない。

6 第 84 条又は第 85 条により本契約が解除されたとき、県は、事業者が本事業を終了するために要する費用があるときは、これを負担する。

## 6. 契約金額

14,265,981,372 円(うち消費税及び地方消費税相当額 1,272,030,046 円)

## 7. 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する主な事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

### 第 8 章 契約期間及び契約の終了

#### (契約期間)

第 77 条 本契約は、鳥取県議会において本契約締結に係る議案及び事業者を本施設の指定管理者に指定する議案について承認がなされた日から効力を生じ、令和 22 年 3 月 31 日をもって終了する。ただし、本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続する。

#### (維持管理業務及び運営業務)

第 78 条 県及び事業者は、事業期間の終了に際して、県又は県の指定する第三者に対する維持管理業務及び運営業務の引継ぎに必要な事項の詳細について、事業期間満了の 2 年前から協議を開始する。

2 事業者は、県又は県の指定する第三者が本事業終了後において、維持管理業務及び運営業務を引き続き行うことができるよう、前項の規定による協議において合意された事項に従い、事業期間満了の 9 ヶ月前から当該業務に関する必要な事項を説明するとともに、事業者が用いた

操作要領その他の資料を提供するほか、維持管理業務及び運営業務の承継に必要な引継マニュアルを事業期間満了の6ヶ月前までに整備し、県に引き渡す。

- 3 前項に規定する手続において、県又は県の指定する第三者の責めに帰すべき事由により、事業者が本事業の実施について増加費用及び損害が発生した場合には、県は、当該増加費用及び損害を負担する。

(事業終了に際しての処置)

第88条 事業者は、本施設の引渡し前に本契約が解除により終了した場合において、本件土地又は本施設内に事業者又は事業者から本事業の全部若しくは一部の委託等を受けた者が所有又は管理する工事材料、機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置につき県の指示に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき県の指示に従わないときは、県は、事業者に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。事業者は、県の処置に異議を申し出ることができず、また、県が処置に要した費用を負担する。
- 3 事業者は、事業期間が終了した場合又は事業期間中に本契約の全部若しくは一部が解除により終了した場合において、当該解除の対象となった業務について、本施設内に事業者又は事業者から本事業の全部若しくは一部の委託等を受けた者が所有又は管理する機器類、什器備品その他の物件があるときは、当該物件の処置につき、県の指示に従わなければならない。なお、事業者がリースにより調達した什器備品については、事業期間が終了した場合は、無償で県に譲渡するものとし、事業期間中に本契約の全部又は一部が解除により終了した場合は、県が事業者と協議のうえ、その取扱いを定めるものとする。
- 4 前項の場合において、事業者が所有する機器類、什器備品その他の物件について、県はその裁量により、当該物件の全部又は一部を県と事業者が合意する価格で買い取ることができる。県が当該物件を買い取るときは、事業者は、当該物件について担保権その他何らの負担も付着していない所有権を県に移転しなければならない。
- 5 前項に基づき県が買い取る物件を除き、第3項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき県の指示に従わないとき、県は、事業者に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。事業者は、県の処置に異議を申し出ることができず、また、県が処置に要した費用を負担する。
- 6 事業者は、本契約の全部又は一部が終了した場合において、直ちに、県に対し、当該解除の対象となった業務を運営するために必要なすべての書類を引き渡さなければならない。